

環境省告示第百二十三号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十六条第一項の規定に基づき、自動車騒音の大きさの許容限度（昭和五十年九月環境庁告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月八日

環境大臣 大塚 珠代

第一号中「軽自動車（被けん引自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、」を「軽自動車をいう。以下同じ。」のうち、被けん引自動車並びに「まつ消登録」を「抹消登録」に、「除いたものをいう。別表第一において同じ。」を「除いたもの」に、「法第五十九条第一項の新規検査又は法第七十一条第一項の予備検査を受けようとするもの」を「新規検査（法第五十九条第一項の新規検査をいう。以下同じ。）」、予備検査（法第七十一条第一項の予備検査をいう。以下同じ。）又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けようとするもの並びに原動機付自転車（法第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）であつて、規則第六十二条の三第五項の検査を受けようとするものの走行時の騒音」に改める。

第一号の二を削る。

第二号中「軽自動車（規則第二条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車（被けん引自動車を除く。）をいう。別表第二において同じ。）並びに原動機付自転車」を「軽自動車（いずれも被

けん引自動車、三輪自動車及び二輪自動車を除く。）」に改め、「供しているもの」の下に「（新規検査又は予備検査（法第十六条第一項の抹消登録を受けた後及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された後に受けたものを除く。）を受けた時に取付けられた消音器が変更されていないものであつて、当該新規検査又は予備検査の時に協定期則（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年七月国土交通省告示第六百十九号）第二条第八項に規定するものをいう。以下同じ。）第五十一号第三改訂版附則3に規定する試験法により近接排気騒音の測定を行ったものに限る。）の走行時の騒音」を加え、「別表第二に掲げる許容限度」を「当該新規検査又は予備検査を受けた時に、当該試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値」に改め、同号の次に次の四号を加える。

三 小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）に限る。）並びに原動機付自転車（第一種原動機付自転車（規則第一条第二項に規定する第一種原動機付自転車をいう。以下同じ。）であつて、三輪以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。）であつて、現に運行の用に供しているもの（新規検査、予備検査（法第十六条第一項の抹消登録を受けた後及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された後に受けたものを除く。）又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けた時に取付けられた消音器が変更されていないものであつて、当該新規検査、予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査の時に協定期則第

四十一号第四改訂版附則3に規定する試験法により近接排気騒音の測定を行ったものに限る。）の走行時の騒音 当該新規検査、予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けた時に、当該試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値

四 前二号に掲げる自動車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも被けん引自動車を除く。）並びに前号に掲げる原動機付自転車以外の原動機付自転車であつて、現に運行の用に供しているものの走行時の騒音 別表第二に掲げる許容限度

五 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも被けん引自動車、三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち、法第十六条第一項の抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除いたものであつて、新規検査又は予備検査を受けようとするものの圧縮空気騒音 別表第三に掲げる許容限度

六 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち、法第十六条第一項の抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除いたものであつて、新規検査又は予備検査を受けようとするもののタイヤ車外騒音 別表第四に掲げる許容限度

別表第一の二を削り、別表第一を次のように改める。

		自動車の種類別		自動車騒音の大きさの許容限度
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）				
最高出力が二百五十キロワットを超えるもの	最高出力が二百五十キロワットを超過、二百五十キロワット以下のもの	最高出力が百五十キロワット以下のもの		
			音	定常走行騒音
				近接排気騒音
			音	加速走行騒音
ベル	七十九デシ	ベル	八十一デシ	ベル
			ベル	八十二デシ

	技術的 最大許 容質量 が三・ 五トン を超え 、十二 トン以 下のもの	技術的 最大許 容質量 が二・ 五トン を超え 、三・ 五トン 以下のもの	技術的 最大許 容質量 が二・ 五トン 以下のもの	最高出力 が百三十 五キロワ ットを超 えるもの	もの
	七十二 デシ ベル	七十四 デシ ベル	七十七 デシ ベル	七十八 デシ ベル	

<p>専ら乗用の用に 供する乗車定員 九人を超える普 自動車、小型自 動車及び軽自動 車（いずれも三 輪自動車及び二 輪自動車を除く 。）</p>	<p>技術的の最大許 容質量が五ト ンを超えるも の</p>
<p>技術的の最大許 容質量が三・ 五トンを超え</p>	<p>技術的の最大許 容質量が五ト ンを超えるも の</p>
<p>最高出力が百三十 五キロワットを超 えるもの</p>	<p>最高出力が二百五 十キロワットを超 えるもの</p>
<p>・</p>	<p>・</p>
<p>・</p>	<p>・</p>
<p>七十五デシ ベル</p>	<p>八十七デシ ベル</p>

専ら乗用の用に 供する乗車定員 九人以下の普通 自動車、小型自 動車及び軽自動				、五トン以下 のもの
	P M R が二百を超え、乗車定員四 人以下、かつ、R ポイントの地上 高さが四百五十ミリメートル未満 のもの	技術的 最大許容質量が二・五トン 以下のもの	技術的 最大許容質量が二・五トン を超え、三・五トン以下のもの	最高出力が百三十 五キロワット以下 のもの
	・	・	・	・
	・	・	・	・
	七十五デシ ベル	七十二デシ ベル	七十四デシ ベル	七十五デシ ベル

<p>三輪の小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供す</p>	<p>車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>PMRが百六十を超えるもの（PMRが二百を超え、乗車定員四人以下、かつ、Rポイントの地上高さが四百五十ミリメートル未満のものを除く。）</p>	<p>PMRが百二十を超え、百六十以下のもの</p>	<p>PMRが百二十以下のもの</p>	<p>八十三デシベル</p>		
					<p>九十九デシベル</p>		
					<p>七十二デシベル</p>		
					<p>八十二デシベル</p>		
<p>車両総重量が三・五トンを超え、原動機</p>	<p>すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの、セ</p>	<p>PMRが百六十を超えるもの（PMRが二百を超え、乗車定員四人以下、かつ、Rポイントの地上高さが四百五十ミリメートル未満のものを除く。）</p>	<p>PMRが百二十を超え、百六十以下のもの</p>	<p>八十三デシベル</p>	<p>九十九デシベル</p>	<p>七十二デシベル</p>	<p>八十二デシベル</p>



			る自動車を除く 。) 百五十キロワ ットを超える もの
車両総重量が			
すべての車輪に動	すべての車輪に動 力を伝達できる構 造の動力伝達装置 を備えたもの、セ ミトレーラをけん 引するけん引自動 車及びクレーン作 業用自動車以外の もの	ミトレーラをけん 引するけん引自動 車及びクレーン作 業用自動車	
八十デシベ			
九十八デシベ			
八十一デシ			

専ら乗用の用に 供する乗車定員 十人以下の三輪				
	車両の後部に原動機を有するもの	車両総重量が三・五トン以下のもの	三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワット以下のもの	力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの
	七十二デシベル	七十四デシベル	七十九デシベル	ル
	百デシベル	九十七デシベル	九十八デシベル	ル
七十六デシベル	七十六デシベル	八十デシベル	ベル	

			二輪の小型自動車	の小型自動車及び軽自動車
		側車付二輪自動車以外のもの	側車付二輪自動車	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの
	PMRが二十五以下のもの	PMRが二十五を超え、五十以下のもの	PMRが五十を超えるもの	
	・	・	・	七十二デシベル
	・	・	・	九十六デシベル
	七十二デシベル	七十四デシベル	七十七デシベル	七十三デシベル
	七十三デシベル	七十四デシベル	七十七デシベル	七十六デシベル

第一種原動機付 自転車					二輪の軽自動車
	最高速度が五十 キロメートル毎 時を超えるもの	側車付二輪自動 車以外のもの			側車付二輪自動車
	P M R が五十を 超えるもの	P M R が二十五 以下のもの	P M R が二十五 を超え、五十以 下のもの	P M R が五十を 超えるもの	
	・	・	・	・	七十一デシ ベル
	・	・	・	・	九十四デシベ ル
	七十七デシ ベル	七十三デシ ベル	七十四デシ ベル	七十七デシ ベル	七十三デシ ベル



。)	P M R が二十五以下のもの	'	'	七十二デシベル
----	-----------------	---	---	---------

備考

一 定常走行騒音とは、日本工業規格 D 八三一 に定める路面を原動機の最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数で走行した場合の速度（その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車（軽自動車（二輪自動車に限る。）を除く。）にあつては五十キロメートル毎時、その速度が四十キロメートル毎時を超える軽自動車（二輪自動車に限る。）及び第二種原動機付自転車にあつては四十キロメートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時）で走行する場合に、走行方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

二 近接排気騒音とは、原動機が最高出力時の回転数の七十五パーセント（小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車に限る。）並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分五千回転を超えるものにあつては、五十パーセント）の回転数で無負荷運転されている状態

から加速ペダルを急速に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合に、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方四十五度に交わり、かつ、排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から〇・五メートル離れた位置（排気管の開口部が上向きの排気管を有する自動車にあつては、車両中心線に直交する排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い車両の最外側から〇・五メートル離れた位置）で排気管の開口部中心の高さ（排気管の開口部中心が地上〇・二メートル未満の自動車及び原動機付自転車にあつては、地上〇・二メートルの高さ）において測定した騒音をいう。

三 加速走行騒音とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）にあつては、協定規則第五十一号第三改訂版附則3で規定する走行中の自動車騒音を同附則3の試験方法により測定した騒音。小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）に限る。）並びに原動機付自転車（第一種原動機付自転車であつて、三輪以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。）にあつては、協定規則第四十一号第四改訂版附則3で規定する走行中の自動車騒音を同附則3の試験方法により測定した騒音。その他の車両にあつては、日本工業規格D八三一に定める路面を原動機の最高出力時の回転数の七十五パーセントの回転数で走行した場合の速度（その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車（軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）を除く。）にあつては五十キロメートル

ル毎時、その速度が四十キロメートル毎時を超える軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）にあつては四十キロメートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自動車にあつては二十五キロメートル毎時）で進行して、二十メートルの区間を加速ペダルを一杯に踏み込み、又は絞り弁を全開にして加速した状態で走行する場合に、その中間地点において走行方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

四 技術的許容質量とは、車両の構造特性及び設計性能に基づいて自動車製作者が車両に与えることができる最大質量をいう。

五 P M Rとは、車両の原動機（最高出力）と車両の質量との比をいう。

六 Rポイントとは、国際連合の車両構造に関する統合決議（ECE/TRANS/WP.29/78/Rev.3をいう。以下「統合決議」という。）に規定する高さをいう。

七 技術的許容質量が二・五トンを超え、三・五トン以下（Rポイントの高さが八百五十ミリメートルを超えるものに限る。）の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）を、専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く



。 ) に変更する場合にあつては、変更後の車両に適用する許容限度は、技術的・五トンを超え、三・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。)の許容限度とする。

八 専ら乗用の用に供する乗車定員九人を超え、かつ、技術的・最大許容質量が五トンを超える普通自動車、小型自動車及び軽自動車(いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。)並びに技術的・最大許容質量が十二トンを超える普通自動車、小型自動車及び軽自動車(いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。)のうち統合決議の規定に基づきオフロード用に設計された自動車にあつては、車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度に二デシベルを加えた値を許容限度とし、その他の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の自動車であつて、技術的・最大許容質量が二トン以下のもの、三輪自動車及び二輪自動車を除く。)にあつては、車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度に一デシベルを加えた値を許容限度とする。

九 専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。)のうち車いすを収容するために特別に製造又は改造された自動車及び統合決議に規定する防弾車にあつては、車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度に二デシベルを加えた値を許容限度とする。

十 専ら乗用の用に供する乗車定員九人を超え、かつ、技術的的最大許容質量が五トンを超える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうちガソリンのみを燃料とするものにあつては、車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度に二デシベルを加えた値を許容限度とする。

十一 技術的的最大許容質量が二・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち総排気量六百六十cc以下であり、技術的的最大許容質量を用いて計算したPMRが三十五以下及び前軸中心と運転者席のRポイントの水平距離が千百ミリメートル未満のものにあつては、車両に適用する許容限度は、技術的的最大許容質量が二・五トンを超え、三・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）の許容限度とする。

十二 技術的的最大許容質量が二・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）並びにこれらから変更した専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち技術的的最大許容質量が二・五トン以下、運転者席のRポイントの高さが八百ミリメートル以上、原動機の重心が前軸後方三百ミリメートルから千五百

ミリメートルの範囲内、総排気量六百六十ccを超え、千四百九十五cc以下、かつ、後輪駆動のものにあつては、車両に適用する許容限度は、技術的最大の許容質量が二・五トンを超え、三・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）の許容限度とする。

別表第二を次のように改める。

自動車の種類別		普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下	
		三輪自動車	三輪自動車以外の
自動車騒音の大きさの許容限度	定常走行騒音	八十五デシベル	・
	近接排気騒音	九十九デシベル	九十九デシベル

の自動車及びすべ ての二輪自動車を 除く。)				
車両総重量が三・五 トン以下のもの		車両総重量が三・五 トンを超え、原動機 の最高出力が百五十 キロワット以下もの		
もの 車以外の 三輪自動 車	車 三輪自動	もの 車以外の 三輪自動	車 三輪自動	もの
	八十五デシベル		八十五デシベル	
九十七デシベル	九十七デシベル	九十八デシベル	九十八デシベル	

二輪の小型自動車及び軽自動車	専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車を除く。）		車両の後部に原動機を有するもの以外のもの		車両の後部に原動機を有するもの
	三輪自動車	三輪自動車以外のもの	三輪自動車	三輪自動車以外のもの	側車付二輪自動車
	八十五デシベル	・	八十五デシベル	・	八十五デシベル
	九十四デシベル	九十六デシベル	九十六デシベル	百デシベル	百デシベル

備考

一 定常走行騒音とは、普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車が平坦な乾燥し

第二種原動機付自転車	第一種原動機付自転車		側車付二輪自動車以外のもの
	三輪以上のもの又は最高速度が五十キロメートル毎時以下のもの	最高速度が五十キロメートル毎時を超えるもの（二輪のものに限る。）	
・	八十五デシベル	・	・
九十デシベル	八十四デシベル	八十四デシベル	九十四デシベル

た舗装路面を原動機の最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数で走行した場合の速度（その速度が三十五キロメートル毎時を超える自動車及び第二種原動機付自転車にあつては三十五キロメートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時）で走行する場合に、走行方向に直角に車両中心線から左側へ七メートル離れた位置で地上二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

二 近接排気騒音とは、原動機が最高出力時の回転数の七十五パーセント（小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車に限る。）並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分五千回転を超えるものにあつては、五十パーセント）の回転数で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合に、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方四十五度に交わり、かつ、排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から〇・五メートル離れた位置（排気管の開口部が上向きの排気管を有する自動車にあつては、車両中心線に直交する排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い車両の最外側から〇・五メートル離れた位置）で排気管の開口部中心の高さ（排気管の開口部中心が地上〇・二メートル未満の自動車及び原動機付自転車にあつては、地上〇・二メートルの高さ）において測定した騒音をいう。

三 新規検査若しくは予備検査を受けて運行の用に供しようとする際又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて譲渡しようとする際、平成八年十二月二十日環境庁告示第七十九号による改正後の別表第一の適用を受けていない普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車に係るこの表の適用については、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及びすべての二輪自動車を除く。）の項中「九十九デシベル」とあるのは「百七デシベル」と、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車を除く。）の項中「百デシベル」とあるのは「百三デシベル」と、二輪の小型自動車及び軽自動車の項中「九十四デシベル」とあるのは「九十九デシベル」と、第一種原動機付自転車の項中「八十デシベル」とあるのは「九十五デシベル」とする。

四 新規検査若しくは予備検査を受けて運行の用に供しようとする際又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて譲渡しようとする際、平成九年十二月十二日環境庁告示第八十六号による改正後の別表第一の適用を受けていない普通自動車、小型自動車及び軽自動車に係るこの表の適用については、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及びすべての二輪自動車を除く。）の項中「九十七デシベル」とあるのは「百三デシベル」と、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（



いずれも二輪自動車を除く。）の項中「百デシベル」とあるのは「百三デシベル」と、「九十六デシベル」とあるのは「百三デシベル」とする。

五 新規検査若しくは予備検査を受けて運行の用に供しようとする際又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて譲渡しようとする際、平成十年十二月八日環境庁告示第八十九号による改正後の別表第一の適用を受けていない普通自動車、小型自動車及び軽自動車に係るこの表の適用については、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及びすべての二輪自動車を除く。）の項中「九十八デシベル」とあるのは「百五デシベル」と、「九十七デシベル」とあるのは「百三デシベル」とする。

六 新規検査若しくは予備検査を受けて運行の用に供しようとする際又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて譲渡しようとする際、平成十二年二月二十一日環境庁告示第十二号による改正後の別表第一の適用を受けていない普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車に係るこの表の適用については、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及びすべての二輪自動車を除く。）の項中「九十九デシベル」とあるのは「百七デシベル」と、「九十八デシベル」とあるのは「百五デシベル」と、「二輪の小型自動車及び軽自動車の項中「九十四デシベル」とあるのは「九十九デシベル」と、第二種原動機付自転車の項中「九十デシベル」とあるのは「九十五デシベル」とする。

七 新規検査若しくは予備検査を受けて運行の用に供しようとする際又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて譲渡しようとする際、平成二十五年一月二十五日環境省告示第四号による改正後の別表第一の二の適用を受けていない小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車に係るこの表の適用については、二輪の小型自動車及び軽自動車、第一種原動機付自転車及び第二種原動機付自転車の項中「・」とあるのは「八十五デシベル」とする。

八 新規検査若しくは予備検査を受けて運行の用に供しようとする際又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて譲渡しようとする際、平成二十七年十月八日環境省告示第二百二十三号による改正後の別表第一の適用を受けていない普通自動車、小型自動車及び軽自動車に係るこの表の適用については、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及びすべての二輪自動車を除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車を除く。）の項中「・」とあるのは「八十五デシベル」とする。

別表第二の次に次の二表を加える。

別表第三

<p style="text-align: center;">自 動 車 の 種 別</p>	<p style="text-align: center;">自動車騒音の大きさの許容限度 圧縮空 気騒音</p>
<p>普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつて、技術的 最大許容質量が二千八百キログラムを超え、空気圧力に 対応する制動装置が装着されているもの</p>	<p style="text-align: center;">七十二デシベル</p>
<p>前欄以外の自動車</p>	<p style="text-align: center;">'</p>

備考

圧縮空気騒音とは、協定規則第五十一号第三改訂版附則5に規定する試験方法により測定した騒音をいう。

別表第四

<p style="text-align: center;">自動車に装着するタイヤの種別</p>	<p style="text-align: center;">自動車騒音の大きさの許容限</p>
---	--

クラスC3タイヤ						度 タイヤ車外騒音
シビアスノータイ ヤ		スノータイヤ		ノーマルタイヤ		
トラクシ ョンタイ ヤ	トラクシ ョンタイ ヤ	以外 トラクシ ョンタイ ヤ	トラクシ ョンタイ ヤ	以外 トラクシ ョンタイ ヤ	トラクシ ョンタイ ヤ	
七十四デシ ベル	七十六デシ ベル	七十三デシ ベル	七十五デシ ベル	七十三デシ ベル	七十五デシ ベル	

		クラスC2タイヤ			
スノータイヤ		ノーマルタイヤ		特殊用途タイヤ	
以外	トラクシヨ ンタイヤ	以外	トラクシヨ ンタイヤ	以外	トラクシヨ ンタイヤ
七十二デシベル	七十三デシベル	七十二デシベル	七十三デシベル	七十五デシベル	七十七デシベル

		クラスC1タイヤ			
イヤ		レインフォースド タイヤ、エクスト ラロードタイヤ又 はシビアスノータ イヤ		特殊用途タイヤ	
断面幅の呼びが百八		断面幅の呼びが百八 十五ミリメートル以 下のもの		シビアスノータイ ヤ	
七十二デシベル		断面幅の呼びが百八 以外		トラックシヨ ンタイヤ	
		トラックシヨ ンタイヤ		トラックシヨ ンタイヤ	
		七十四デシベル		七十三デシベル	
		七十五デシベル		七十五デシベル	

<p>レインフォースド</p>	<p>十五ミリメートルを 超え、二百四十五ミ リメートル以下のも の</p>		
<p>断面幅の呼びが百八 を 超えるもの</p>	<p>断面幅の呼びが二百 七十五ミリメートル</p>	<p>断面幅の呼びが二百 四十五ミリメートル を超え、二百七十五 ミリメートル以下の もの</p>	
<p>七十デシベル</p>	<p>七十五デシベル</p>	<p>七十三デシベル</p>	

<p>タイヤ、エクストラロードタイヤ又はシビアスノータイヤ以外のノーマルタイヤ、スノータイヤ又は特殊用途タイヤ</p>	<p>十五ミリメートル以下のもの</p>	<p>断面幅の呼びが百八十五ミリメートルを超え、二百四十五ミリメートル以下のもの</p>	<p>断面幅の呼びが二百</p>
	<p>七十一デシベル</p>	<p>七十二デシベル</p>	<p>七十四デシベル</p>



七十五ミリメートル  
を超えるもの

## 備考

- 一 タイヤ車外騒音とは、協定規則第百十七号第二改訂版附則3に規定する試験方法により測定した騒音をいう。
- 二 クラスC3タイヤとは、協定規則第五十四号に適合するものであつて、単輪でのロードインデックスが百二十二以上又は、百二十一以下で速度区分記号が「M」以下のタイヤをいう。
- 三 クラスC2タイヤとは、協定規則第五十四号に適合するものであつて、単輪でのロードインデックスが百二十一以下で速度区分記号が「N」以上のタイヤをいう。
- 四 クラスC1タイヤとは、協定規則第三十号に適合するタイヤをいう。
- 五 ノーマルタイヤとは、通常の走行条件下で、道路で使用されることを目的としたタイヤをいう。
- 六 スノータイヤとは、そのトレッドパターン、トレッドコンパウンド又はトレッド構造が、雪路における自動車の運転に関し、車両が走行を開始又は維持する際において、ノーマルタイヤよりも優れた性能を有するように設計されたタイヤをいう。

七 シビアスノータイヤとは、そのトレッドパターン、トレッドコンパウンド又はトレッド構造が、過酷な降雪条件下で使用するように特別に設計されたスノータイヤであつて、協定規則第百十七号第二改訂版6.4.の要件を満たすものをいう。

八 特殊用途タイヤとは、オンロードとオフロードの両方を対象にした走行条件又はその他の特殊な走行条件の下で使用されることを目的としたものであつて、主にオフロード条件下で車両が走行することを前提に設計されたタイヤをいう。

九 レインフォースドタイヤ又はエクストラロードタイヤとは、国際標準化機構が定めた規格（四〇〇〇・一号：二〇一〇）で定める標準空気圧で対応する標準タイヤが支える荷重よりも、より高い空気圧でより大きい荷重を支えるように設計されたタイヤをいう。

十 トラクションタイヤとは、「TRACTION」という表示がされており、さまざまな状況において力の伝達を最大にするために、主に車両のドライバクスルに装着することを目的としたタイヤをいう。

十一 断面幅の呼びとは、協定規則第三十号に規定する空気を充填したタイヤのサイドウォールの外側間の直線距離をいう。

#### 附 則

この告示は、平成二十七年十月八日から施行する。

改正案	現行
<p>一 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「規則」という。))            (第二条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。以下同じ。))のうち、被けん引自動車並びに道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号。以下「法」という。))            第十六条第一項の抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除いたものであつて、新規検査(法第五十九条第一項の新規検査をいう。以下同じ。)、予備検査(法第七十一条第一項の予備検査をいう。以下同じ。))又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けようとするもの並びに原動機付自転車(法第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。))であつて、規則第六十二条の三第五項の検査を受けようとするものの走行時の騒音 別表第一に掲げる許容限度</p>	<p>一 普通自動車、小型自動車及び軽自動車(道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「規則」という。))            (第二条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車(被けん引自動車及び二輪自動車を除く。))であつて、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号。以下「法」という。))            (第十六条第一項のまつ消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除いたものをいう。別表第一において同じ。))であつて、法第五十九条第一項の新規検査又は法第七十一条第一項の予備検査を受けようとするもの 別表第一に掲げる許容限度</p> <p>一の二 小型自動車及び軽自動車(規則第二条に規定する小型自動車及び軽自動車(二輪自動車に限る。))であつて、法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除</p>

二 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも被けん引自動車、三輪自動車及び二輪自動車を除く。）であつて、現に運行の用に供しているもの（新規検査又は予備検査（法第十六条第一項の抹消登録を受けた後及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された後に受けたものを除く。）を受けた時に取付けられた消音器が変更されていないものであつて、当該新規検査又は予備検査の時に協定規則（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年七月国土交通省告示第六百十九号）第二条第八項に規定するものをいう。以下同じ。）（第五十一条第三改訂版附則3に規定する試験法により近接排気騒音の測定を行ったものに限る。）の走行時の騒音 当該新規検査又は予備検査を受けた時に、当該試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値

いたものをいう。別表第一の二において同じ。）であつて、法第五十九条第一項の新規検査、法第七十一条第一項の予備検査又は規則第六十二条の三五項の検査を受けようとするもの並びに原動機付自転車（法第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。別表第一の二において同じ。）であつて、規則第六十二条の三五項の検査を受けようとするもの 別表第一の二に掲げる許容限度

二 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（規則第二条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車（被けん引自動車を除く。）をいう。別表第二において同じ。）並びに原動機付自転車であつて、現に運行の用に供しているもの 別表第二に掲げる許容限度

- 三 小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車（側車付二輪  
自動車を除く。）に限る。）並びに原動機付自転車（第一種原  
動機付自転車（規則第一条第二項に規定する第一種原動機付自  
転車をいう。以下同じ。）であつて、三輪以上のもの及び最高  
速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。）であつて、  
現に運行の用に供しているもの（新規検査、予備検査（法第十  
六条第一項の抹消登録を受けた後及び法第六十九条第四項の規  
定により自動車検査証が返納された後に受けたものを除く。）  
又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けた時に取付けられ  
た消音器が変更されていないものであつて、当該新規検査、予  
備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査の時に協定期則第  
四十一号第四改訂版附則3に規定する試験法により近接排気騒  
音の測定を行ったものに限る。）の走行時の騒音 当該新規検  
査、予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けた時  
に、当該試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値
- 四 前二号に掲げる自動車以外の普通自動車、小型自動車及び軽  
自動車（いずれも被けん引自動車を除く。）並びに前号に掲げ  
る原動機付自転車以外の原動機付自転車であつて、現に運行の  
用に供しているものの走行時の騒音 別表第二に掲げる許容限  
度

五 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも被けん引自動車、三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち、法第十六条第一項の抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除いたものであつて、新規検査又は予備検査を受けようとするものの圧縮空気騒音 別表第三に掲げる許容限度

六 普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち、法第十六条第一項の抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除いたものであつて、新規検査又は予備検査を受けようとするもののタイヤ車外騒音 別表第四に掲げる許容限度

別表第一

自動車の種別			自動車騒音の大きさの許容限度
定常走行騒音	近接排気騒音	加速走行騒音	
定常走行騒音	近接排気騒音	加速走行騒音	

別表第一

自動車の種別			自動車騒音の大きさの許容限度
定常走行騒音	近接排気騒音	加速走行騒音	
定常走行騒音	近接排気騒音	加速走行騒音	







車、小型 自動車及 び軽自動 車（い ずれも三 輪自動 車及 び二輪 自動 車を除 く。）	技術的最 大許容質 量が三・ 五トン を超え、 五トン 以下の もの	最高出力が 百三十五キ ロワットを 超えるもの	最高出力が 百三十五キ ロワットを 超えるもの	最高出力が 百五十キロ ワット以下 のもの	最高出力が 百五十キロ ワット以下 のもの	百五十キロ ワットを超 え、二百五 十キロワッ ト以下のも の	百五十キロ ワットを超 え、二百五 十キロワッ ト以下のも の	デシベ ル	デシベ ル	デシベ ル	デシベ ル
	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
	七十五 デシベ ル	七十五 デシベ ル	七十六 デシベ ル	七十六 デシベ ル	七十六 デシベ ル	七十六 デシベ ル	七十六 デシベ ル	七十六 デシベ ル	七十六 デシベ ル	七十六 デシベ ル	七十六 デシベ ル

専ら乗用 の用に供 する乗車 定員十人 以下の普 通自動車 、小型自 動車及び 軽自動車	車両の後面に原動機を 有するもの	車両の後面に原動機を 有するもの	車両の後面に原動機を 有するもの	車両の後面に原動機を 有するもの	車両の後面に原動機を 有するもの	車両の後面に原動機を 有するもの	車両の後面に原動機を 有するもの	車両の後面に原動機を 有するもの	車両の後面に原動機を 有するもの	車両の後面に原動機を 有するもの	車両の後面に原動機を 有するもの	以外のもの
	七十二 デシベ ル	七十二 デシベ ル	七十二 デシベ ル	七十二 デシベ ル	七十二 デシベ ル	七十二 デシベ ル	七十二 デシベ ル	七十二 デシベ ル	七十二 デシベ ル	七十二 デシベ ル	七十二 デシベ ル	七十二 デシベ ル
	九十六 デシベ ル	九十六 デシベ ル	九十六 デシベ ル	九十六 デシベ ル	九十六 デシベ ル	九十六 デシベ ル	九十六 デシベ ル	九十六 デシベ ル	九十六 デシベ ル	九十六 デシベ ル	九十六 デシベ ル	九十六 デシベ ル
	七十六 デシベ ル	七十六 デシベ ル	七十六 デシベ ル	七十六 デシベ ル	七十六 デシベ ル	七十六 デシベ ル	七十六 デシベ ル	七十六 デシベ ル	七十六 デシベ ル	七十六 デシベ ル	七十六 デシベ ル	七十六 デシベ ル

<p>専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の普通自動車</p> <p>、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く）</p>	<p>PMRが二百を超えるもの（PMRが二百を超え、乗車定員四人以下、かつ、Rポイントの地上高さが四百五十ミリメートル未満のもの）</p>	<p>・</p>	<p>・</p>	<p>七十五 デシベル</p>
<p>PMRが二百を超え、乗車定員四人以下、かつ、Rポイントの地上高さが四百五十ミリメートル未満のもの</p>	<p>PMRが二百を超えるもの（PMRが二百を超え、乗車定員四人以下、かつ、Rポイントの地上高さが四百五十ミリメートル未満のもの）</p>	<p>・</p>	<p>・</p>	<p>七十五 デシベル</p>
<p>技術的許容質量が二・五トンを超える、三・五トン以下のもの</p>	<p>技術的許容質量が二・五トン以下のもの</p>	<p>・</p>	<p>・</p>	<p>七十二 デシベル</p>
<p>技術的許容質量が二・五トンを超える、三・五トン以下のもの</p>	<p>技術的許容質量が二・五トンを超える、三・五トン以下のもの</p>	<p>・</p>	<p>・</p>	<p>七十四 デシベル</p>

三輪の小型自動車及び軽自動車（いすれも専ら乗用の用に供する自動車を除く。）	車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの	すべて、の車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの、セミトラをけん引するけん引自動車及びクレーン作業用自動車	P M Rが百二十を超え、百六十以下のもの	P M Rが百二十以下のもの			
					八十三	九十	七十二
					八十二	七十三	七十三



車 び 軽 自 動 車	専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の三輪の小型自動車及び軽自動車	車両の後部に原動機を有するもの	車両の総重量が三・五トン以下のもの	ロケット以下のもの	
				すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの	以外のもの
				七十九	七十二
				九十八	九十六
				八十	七十六

二輪の軽自動車		二輪の小 型自動車					
側車付二輪	側車付二輪自動車	側車付二輪 自動車の もの			側車付二輪 自動車の もの		
		PMRが二 十五以下の もの	PMRが二 十五を超え 、五十以下 のもの	PMRが二 十五を超え 、五十以下 のもの	PMRが五 十を超える もの	PMRが五 十を超える もの	PMRが五 十を超える もの
・	ル   デシベ   七十一	・	・	・	・	ル   デシベ   七十二	
・	ル   デシベ   九十四	・	・	・	・	ル   デシベ   九十四	
七十七	ル   デシベ   七十三	ル   デシベ   七十三	ル   デシベ   七十四	ル   デシベ   七十七	ル   デシベ   七十三	ル   デシベ   七十三	

第一種原 動機付自 転車		自動車以外 のもの	
最高速度が 五十キロメ ートル毎時 を超えるも の(二輪の ものに限る 。)		十を超える もの	
P M R が二 十五を超え 、五十以下 のもの	P M R が二 十五を超え 、五十以下 のもの	P M R が二 十五以下の もの	P M R が二 十五を超え 、五十以下 のもの
・	・	・	・
・	・	・	・
七十 三	七十 四 ル デシ ベ	七十 七 ル デシ ベ	七十 四 ル デシ ベ

備考 一 一定常走行騒音とは、日本工業規格D八三一に定める路面を原動機の最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数で	第二種原動機付自転車（規定する第二種原動機付自転車）	PMRが二十五を超えるもの	PMRが五十を超えるもの	三輪以上のもの又は最高速度が五十キロメートル毎時以下のもの	十五以下のもの
	PMRが二十五以下のもの	PMRが二十五以下のもの	PMRが二十五以下のもの	六十五	
	PMRが二十五以下のもの	PMRが二十五以下のもの	PMRが二十五以下のもの	八十四	
	PMRが二十五以下のもの	PMRが二十五以下のもの	PMRが二十五以下のもの	七十一	七十三

備考 一 一定常走行騒音とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車	PMRが二十五を超えるもの	PMRが二十五を超えるもの	PMRが二十五を超えるもの	PMRが二十五を超えるもの	PMRが二十五を超えるもの
	PMRが二十五以下のもの	PMRが二十五以下のもの	PMRが二十五以下のもの	PMRが二十五以下のもの	PMRが二十五以下のもの
	PMRが二十五以下のもの	PMRが二十五以下のもの	PMRが二十五以下のもの	PMRが二十五以下のもの	PMRが二十五以下のもの
	PMRが二十五以下のもの	PMRが二十五以下のもの	PMRが二十五以下のもの	PMRが二十五以下のもの	PMRが二十五以下のもの



走行した場合の速度（その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車（軽自動車）（二輪自動車に限る。）を除く。）にあつては五十キロメートル毎時、その速度が四十キロメートル毎時を超える軽自動車（二輪自動車に限る。）及び第二種原動機付自転車にあつては四十キロメートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時）で走行する場合に、走行方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

二 近接排気騒音とは、原動機が最高出力時の回転数の七十五パーセント（小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車に限る。）並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分五千回転を超えるものにあつては、五十パーセント）の回転数で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合に、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方四十五度に交わり、かつ、排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から〇・五メートル離れた位置（排気管の開口部が上向きの排気管を有する自動車にあつては、車両中心線に直交する排気管

時の回転数の六十パーセントの回転数で走行した場合の速度（その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車にあつては五十キロメートル毎時）で走行する場合に、走行方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

二 近接排気騒音とは、原動機が最高出力時の回転数の七十五パーセントの回転数で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合に、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方四十五度に交わり、かつ、排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から〇・五メートル離れた位置（排気管の開口部が上向きの排気管を有する自動車にあつては、車両中心線に直交する排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い車両の最外側から〇・五メートル離れた位置）で排気管の開口部中心の高さ（排気管の開口部中心が地上〇・二メートル未満

の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い車両の最外側から〇・五メートル離れた位置)で排気管の開口部中心の高さ(排気管の開口部中心が地上〇・二メートル未満の自動車及び原動機付自転車にあつては、地上〇・二メートルの高さ)において測定した騒音をいう。

三 加速走行騒音とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車(いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。)にあつては、協定規則第五十一号第三改訂版附則3で規定する走行中の自動車騒音を同附則3の試験方法により測定した騒音。小型自動車及び軽自動車(いずれも二輪自動車(側車付二輪自動車を除く。))に限り、並びに原動機付自転車(第一種原動機付自転車であつて、三輪以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。))にあつては、協定規則第四十一号第四改訂版附則3で規定する走行中の自動車騒音を同附則3の試験方法により測定した騒音。その他の車両にあつては、日本工業規格D八三一に定める路面を原動機の最高出力時の回転数の七十五パーセントの回転数で走行した場合の速度(その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車(軽自動車(側車付二輪自動車に限る。))を除く。))にあつては五十キロメートル毎時、その速度が四十キロメートル毎時を超える軽自動車(側車付二輪自動車に限る。))にあつて

の自動車にあつては、地上〇・二メートルの高さ)において測定した騒音をいう。

三 加速走行騒音とは、普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車(日本工業規格D八三一に定める路面を原動機の最高出力時の回転数の七十五パーセントの回転数で走行した場合の速度(その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車(軽自動車(二輪自動車に限る。))を除く。))にあつては五十キロメートル毎時、その速度が四十キロメートル毎時を超える軽自動車(二輪自動車に限る。))及び第二種原動機付自転車にあつては四十キロメートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時)で進行して、二十メートルの区間を加速ペダルを一杯に踏み込み、又は絞り弁を全開にして加速した状態で走行する場合に、その中間地点において走行方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上1・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も

は四十キロメートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時)で進行して、二十メートルの区間を加速ペダルを一杯に踏み込み、又は絞り弁を全開にして加速した状態で走行する場合に、その中間地点において走行方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

含む。

四 技術的最大許容質量とは、車両の構造特性及び設計性能に基づいて自動車製作者が車両に与えることができる最大質量をいう。

五 P M Rとは、車両の原動機の特性(最高出力)と車両の質量との比をいう。

六 Rポイントとは、国際連合の車両構造に関する統合決議(ECE/TRANS/WP.29/78/Rev.3をいう。以下「統合決議」という。 )に規定する高さをいう。

七 技術的最大許容質量が二・五トンを超え、三・五トン以下

(Rポイントの高さが八百五十三ミリメートルを超えるものに限る。)の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。)を、専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。)に変更する場合にあつては、変更後の車両に適用する許容限度は、技術的<sup>二</sup>最大許容質量が二・五トンを超え、三・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。)の許容限度とする。

八 専ら乗用の用に供する乗車定員九人を超え、かつ、技術的<sup>二</sup>最大許容質量が五トンを超える普通自動車、小型自動車及び軽自動車(いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。)並びに技術的<sup>二</sup>最大許容質量が十二トンを超える普通自動車、小型自動車及び軽自動車(いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。)のうち統合決議の規定に基づきオフロード用に設計された自動車にあつては、車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度に二デシベルを加えた値を許容限度とし、その他の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の自動車であつて、技術的<sup>二</sup>最大許容質量が二ト

ン以下のもの、三輪自動車及び二輪自動車を除く。)にあつては、車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度に二デシベルを加えた値を許容限度とする。

九 専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。)のうち車いすを収容するために特別に製造又は改造された自動車及び統合決議に規定する防弾車にあつては、車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度に二デシベルを加えた値を許容限度とする。

十 専ら乗用の用に供する乗車定員九人を超え、かつ、技術的最大許容質量が五トンを超える普通自動車、小型自動車及び軽自動車(いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。)のうちガソリンのみを燃料とするものにあつては、車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度に二デシベルを加えた値を許容限度とする。

十一 技術的最大許容質量が二・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。)のうち総排気量六百六十cc以下であり、技術的最大許容質量を用いて計

算したPMRが三十五以下及び前軸中心と運転者席のRポイントの水平距離が千百ミリメートル未満のものにあつては、車両に適用する許容限度は、技術的最大許容質量が二・五トンを超え、三・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）の許容限度とする。

十二 技術的最大許容質量が二・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）並びにこれらから変更した専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち技術的最大許容質量が二・五トン以下、運転者席のRポイントの高さが八百ミリメートル以上、原動機の重心が前軸後方三百ミリメートルから千五百ミリメートルの範囲内、総排気量六百六ccを超え、千四百九十五cc以下、かつ、後輪駆動のものにあつては、車両に適用する許容限度は、技術的最大許容質量が二・五トンを超え、三・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）の許容限度とする。

別表第一の一

第一種原 動機付自 転車(規 則第一條 第二項に P M Rが二十五を超え	自動車 車及び軽 自動車			自動車の種別	
	小型自動 車及び軽 自動車 P M Rが五十を超える もの	P M Rが二十五を超える 、五十以下のもの	P M Rが二十五以下の もの	容限度	自動車騒音の大きさの許
	八十四デシ ベル	九十四デシ ベル	七十四デシ ベル	近接排気騒 音	
	八十四デシ ベル	九十四デシ ベル	七十四デシ ベル	加速走行 騒音	

規定する 第一種原 動機付自 転車をい う。以下 同じ。)	、五十以下のもの	ベル	シベル
第二種原 動機付自 転車をい う。以下 同じ。)	P M R が二十五以下の もの	八十四デシ ベル	七十三デ シベル
第二種原 動機付自 転車をい う。以下 同じ。)	P M R が五十を超える もの	九十デシベ ル	七十七デ シベル
第二項に 規定する 第二種原 動機付自 転車をい う。以下 同じ。)	、五十以下のもの	九十デシベ ル	七十四デ シベル
則第一条			

備考

一 P M Rとは、次の式により算出した値をいう。

$$P M R = (\text{原動機の最高出力 (kW)}) \div (\text{車両重量 (kg)}) +$$



75) ) × 1000

二 近接排気騒音とは、原動機が最高出力時の回転数の七十五パーセント（小型自動車及び軽自動車並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分五千回転を超えるものにあつては、五十パーセント）の回転数で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合に、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方四十五度に交わり、かつ、排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から〇・五メートル離れた位置（排気管の開口部が上向き排気管を有する自動車にあつては、車両中心線に直交する排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い車両の最外側から〇・五メートル離れた位置）で排気管の開口部中心の高さ（排気管の開口部中心が地上〇・二メートル未満の小型自動車及び軽自動車並びに原動機付自転車にあつては、地上〇・二メートルの高さ）において測定した騒音をいう。

三 加速走行騒音とは、協定規則（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年七月国土交通省告示第六百十九号）第二条第八項に規定するものをいう。）（第四十一号第四改訂版附則 3 の 1・3・及び 1・4 で規定する試験方法

により測定した騒音をいう。

別表第二

自動車の種類別	普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車を及びすべ	車両総重量が三・五トンを超え、原動機	三輪自動車	八十五デシベル	自動車	三輪自動車	九十八デシベル
	普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車を及びすべ	車両総重量が三・五トンを超え、原動機	三輪自動車	八十五デシベル	三輪自動車	三輪自動車	九十八デシベル
自動車の種類別	普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車を及びすべ	車両総重量が三・五トンを超え、原動機	三輪自動車	八十五デシベル	三輪自動車	三輪自動車	九十八デシベル
自動車の種類別	普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車を及びすべ	車両総重量が三・五トンを超え、原動機	三輪自動車	八十五デシベル	三輪自動車	三輪自動車	九十八デシベル

別表第二

自動車の種類別	普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車を及び二輪自動車を	車両総重量が三・五トンを超え、原動機の高出力が百五十キロワットを超えるもの	三輪自動車	八十五デシベル	三輪自動車	三輪自動車	九十八デシベル
	普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車を及び二輪自動車を	車両総重量が三・五トンを超え、原動機の高出力が百五十キロワットを超えるもの	三輪自動車	八十五デシベル	三輪自動車	三輪自動車	九十八デシベル
自動車の種類別	普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車を及び二輪自動車を	車両総重量が三・五トンを超え、原動機の高出力が百五十キロワットを超えるもの	三輪自動車	八十五デシベル	三輪自動車	三輪自動車	九十八デシベル
自動車の種類別	普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車を及び二輪自動車を	車両総重量が三・五トンを超え、原動機の高出力が百五十キロワットを超えるもの	三輪自動車	八十五デシベル	三輪自動車	三輪自動車	九十八デシベル



第一種原 動機付自 転車	最高速度が五十キロメー トル毎時を超えるもの ( 二輪のものに限る。)	二輪の小型自動車及び軽自 動車			も二輪自 動車を除 く。)	
		側車付 二輪自 動車	側車付 二輪自 動車以 外のも の	側車付 二輪自 動車	三輪自 動車以 外のも の	るもの以外の もの
三輪以上のもの又は最高 速度が五十キロメートル	・	八十五デシ ベル	・	八十五デシ ベル	・	
	シベル 八十四デ	シベル 九十四デ	シベル 九十四デ	シベル 九十六デ		

ベル
----

	毎時以下のもの		
第二種原動機付自転車	・	九十デシ	ベル

備考

一 定常走行騒音とは、普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車が平坦な乾燥した舗装路面を原動機の最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数で走行した場合の速度（その速度が三十五キロメートル毎時を超える自動車の速度）及び第二種原動機付自転車にあつては三十五キロメートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時）で走行する場合に、走行方向に直角に車両中心線から左側へ七メートル離れた位置で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

二 近接排気騒音とは、原動機が最高出力時の回転数の七十五パーセント（小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車に限る。）並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時

備考

一 定常走行騒音とは、普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車が平坦な乾燥した舗装路面を原動機の最高出力時の回転数の六十パーセントの回転数で走行した場合の速度（その速度が三十五キロメートル毎時を超える自動車の速度）及び第二種原動機付自転車にあつては三十五キロメートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時）で走行する場合に、走行方向に直角に車両中心線から左側へ七メートル離れた位置で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

二 近接排気騒音とは、原動機が最高出力時の回転数の七十五パーセント（小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転数

の回転数が毎分五千回転を超えるものにあつては、五十パーセント）の回転数で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合に、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方四十五度に交わり、かつ、排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から〇・五メートル離れた位置（排気管の開口部が上向きの排気管を有する自動車にあつては、車両中心線に直交する排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い車両の最外側から〇・五メートル離れた位置）で排気管の開口部中心の高さ（排気管の開口部中心が地上〇・二メートル未満の自動車及び原動機付自転車にあつては、地上〇・二メートルの高さ）において測定した騒音をいう。

三 新規検査若しくは予備検査を受けて運行の用に供しようとする際又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて譲渡しようとする際、平成八年十二月二十日環境庁告示第七十九号による改正後の別表第一の適用を受けていない普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車に係るこの表の適用については、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及びすべての二輪自動車を除く。）の項中「九十九デシベル」とあるのは「百七デシベル」と、専ら乗用の用に供する乗車定員

が毎分五千回転を超えるものにあつては、五十パーセント）の回転数で無負荷運転されている状態から加速ペダルを急速に放し、又は絞り弁を急速に閉じる場合に、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方四十五度に交わり、かつ、排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から〇・五メートル離れた位置（排気管の開口部が上向きの排気管を有する自動車にあつては、車両中心線に直交する排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い車両の最外側から〇・五メートル離れた位置）で排気管の開口部中心の高さ（排気管の開口部中心が地上〇・二メートル未満の自動車及び原動機付自転車にあつては、地上〇・二メートルの高さ）において測定した騒音をいう。

三 法第五十九条第一項の新規検査若しくは法第七十一条第一項の予備検査を受けて運行の用に供しようとする際又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて譲渡しようとする際、平成八年十二月二十日環境庁告示第七十九号による改正後の別表第一の適用を受けていない普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車に係るこの表の適用については、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）の項中「九十九デシベル」とあるのは「百七デシベル」と、専ら

十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車を除く。）の項中「百デシベル」とあるのは「百三デシベル」と、「九十六デシベル」とあるのは「百三デシベル」と、「二輪の小型自動車及び軽自動車の項中「九十四デシベル」とあるのは「九十九デシベル」と、第一種原動機付自転車の項中「八十四デシベル」とあるのは「九十五デシベル」とする。

四 新規検査若しくは予備検査を受けて運行の用に供しようとする際又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて譲渡しようとする際、平成九年十二月十二日環境庁告示第八十六号による改正後の別表第一の適用を受けていない普通自動車、小型自動車及び軽自動車に係るこの表の適用については、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及びすべての二輪自動車を除く。）の項中「九十七デシベル」とあるのは「百三デシベル」と、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車を除く。）の項中「百デシベル」とあるのは「百三デシベル」と、「九十六デシベル」とあるのは「百三デシベル」とする。

乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）の項中「百デシベル」とあるのは「百三デシベル」と、「九十六デシベル」とあるのは「百三デシベル」と、「小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）の項中「九十四デシベル」とあるのは「九十九デシベル」と、第一種原動機付自転車の項中「八十四デシベル」とあるのは「九十五デシベル」とする。

四 法第五十九条第一項の新規検査若しくは法第七十一条第一項の予備検査を受けて運行の用に供しようとする際又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて譲渡しようとする際、平成九年十二月十二日環境庁告示第八十六号による改正後の別表第一の適用を受けていない普通自動車、小型自動車及び軽自動車に係るこの表の適用については、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）の項中「九十七デシベル」とあるのは「百三デシベル」と、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）の項中「百デシベル」とあるのは「百三デシベル」と、「九十六デシベル」とあるのは「百三デシベル」とする。

五 新規検査若しくは予備検査を受けて運行の用に供しようとする際又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて譲渡しようとする際、平成十年十二月八日環境庁告示第八十九号による改正後の別表第一の適用を受けていない普通自動車、小型自動車及び軽自動車に係るこの表の適用については、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及びすべての二輪自動車を除く。）の項中「九十八デシベル」とあるのは「百五デシベル」と、「九十七デシベル」とあるのは「百三デシベル」とする。

六 新規検査若しくは予備検査を受けて運行の用に供しようとする際又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて譲渡しようとする際、平成十二年二月二十一日環境庁告示第十二号による改正後の別表第一の適用を受けていない普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車に係るこの表の適用については、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及びすべての二輪自動車を除く。）の項中「九十九デシベル」とあるのは「百七デシベル」と、「九十八デシベル」とあるのは「百五デシベル」と、二輪の小型自動車及び軽自動車の項中「九十四デシベル」とあるのは「九十九デシベル」と、第二

五 法第五十九条第一項の新規検査若しくは法第七十一条第一項の予備検査を受けて運行の用に供しようとする際又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて譲渡しようとする際、平成十年十二月八日環境庁告示第八十九号による改正後の別表第一の適用を受けていない普通自動車、小型自動車及び軽自動車に係るこの表の適用については、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）の項中「九十八デシベル」とあるのは「百五デシベル」と、「九十七デシベル」とあるのは「百三デシベル」とする。

六 法第五十九条第一項の新規検査若しくは法第七十一条第一項の予備検査を受けて運行の用に供しようとする際又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて譲渡しようとする際、平成十二年二月二十一日環境庁告示第十二号による改正後の別表第一の適用を受けていない普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車に係るこの表の適用については、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）の項中「九十九デシベル」とあるのは「百七デシベル」と、「九十八デシベル」とあるのは「百五デシベル」と、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）の項中「九十四デシベ



種原動機付自転車の項中「九十デシベル」とあるのは「九十デシベル」とする。

七 新規検査若しくは予備検査を受けて運行の用に供しようとする際又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて譲渡しようとする際、平成二十五年一月二十五日環境省告示第四号による改正後の別表第一の二の適用を受けていない小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車に係るこの表の適用については、二輪の小型自動車及び軽自動車、第一種原動機付自転車及び第二種原動機付自転車の項中「・」とあるのは「八十五デシベル」とする。

八 新規検査若しくは予備検査を受けて運行の用に供しようとする際又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて譲渡しようとする際、平成二十七年十月八日環境省告示第二百二十三号による改正後の別表第一の適用を受けていない普通自動車、小型自動車及び軽自動車に係るこの表の適用については、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車及びすべて二輪自動車を除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普

ル」とあるのは「九十九デシベル」と、第二種原動機付自転車の項中「九十デシベル」とあるのは「九十五デシベル」とする。

七 法第五十九条第一項の新規検査若しくは法第七十一条第一項の予備検査を受けて運行の用に供しようとする際又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けて譲渡しようとする際、平成二十五年一月二十五日環境省告示第四号による改正後の別表第一の二の適用を受けていない小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車に係るこの表の適用については、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）第一種原動機付自転車及び第二種原動機付自転車の項中「・」とあるのは「八十五デシベル」とする。

通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車を除く。）の項中「・」とあるのは「八十五デシベル」とする。

別表第三

<p>自 動 車 の 種 別</p>	<p>自動車騒音の大きさの許容限度 圧縮空気騒音</p>
<p>普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつて、技術的最大の許容質量が二千八百キログラムを超え、空気圧力に対応する制動装置が装着されているもの</p>	<p>七十二デシベル</p>
<p>前欄以外の自動車</p>	<p>・  </p>

備考

圧縮空気騒音とは、協定規則第五十一号第三改訂版附則5に規定する試験方法により測定した騒音をいう。

別表第四

		ク ラ ス C 3 タ イ ヤ		自 動 車 に 装 着 す る タ イ ヤ の 種 別	
ス ノ ー タ イ ヤ		ノ ー マ ル タ イ ヤ		自 動 車 騒 音 の 大 き さ の 許 容 限 度 タ イ ヤ 車 外 騒 音	
外 ト ラ ク シ ヨ ン タ イ ヤ 以 下	ト ラ ク シ ヨ ン タ イ ヤ	外 ト ラ ク シ ヨ ン タ イ ヤ 以 下	ト ラ ク シ ヨ ン タ イ ヤ	七 十 三 デ シ ベ ル	七 十 五 デ シ ベ ル
	七 十 三 デ シ ベ ル		七 十 三 デ シ ベ ル		七 十 五 デ シ ベ ル

		ク ラ ス C 2 タ イ ヤ				シ ビ ア ス ノ ー タ イ ヤ	
ス ノ ータ		ノ ー マ ル タ イ ヤ	ノ ー マ ル ト ラ ク シ ョ ン タ イ ヤ	特 殊 用 途 タ イ ヤ	ト ラ ク シ ョ ン タ イ ヤ	ト ラ ク シ ョ ン タ イ ヤ	ト ラ ク シ ョ ン タ イ ヤ
ト ラ ク シ ョ	外  ト ラ ク シ ョ ン タ イ ヤ	ト ラ ク シ ョ ン タ イ ヤ	ト ラ ク シ ョ ン タ イ ヤ	外  ト ラ ク シ ョ ン タ イ ヤ	ト ラ ク シ ョ ン タ イ ヤ	ト ラ ク シ ョ ン タ イ ヤ	ト ラ ク シ ョ ン タ イ ヤ
七 十 三 デ シ ベ ル	七 十 二 デ シ ベ ル	七 十 三 デ シ ベ ル	七 十 三 デ シ ベ ル	七 十 五 デ シ ベ ル	七 十 七 デ シ ベ ル	七 十 四 デ シ ベ ル	七 十 六 デ シ ベ ル

1 タイヤ	ク ラ ス C						
オ ー ス ド	レ イ ン フ		特 殊 用 途 タ イ ヤ		シ ビ ア ス ノ ー タ イ ヤ		イ ヤ
び が 百 八 十	断 面 幅 の 呼	外   ン タ イ ヤ 以 ト ラ ク シ ヨ	ン タ イ ヤ   ト ラ ク シ ヨ	外   ン タ イ ヤ 以 ト ラ ク シ ヨ	ン タ イ ヤ   ト ラ ク シ ヨ	外   ン タ イ ヤ 以 ト ラ ク シ ヨ	ン タ イ ヤ
	七 十 一 デ シ ベ ル		七 十 五 デ シ ベ ル		七 十 三 デ シ ベ ル		七 十 二 デ シ ベ ル

タイヤ、 エクスト ラロード タイヤ又 はシビア スノータ イヤ	五ミリメー トル以下の もの		断面幅の呼 びが百八十 五ミリメー トルを超え 、二百四十 五ミリメー トル以下の もの	七十二デシベル
	断面幅の呼 びが二百四 十五ミリメ ートルを超 え、二百七 十五ミリメ ートル以下 のもの	七十二デシベル		







三 クラスC2タイヤとは、協定規則第五十四号に適合するものであつて、単輪でのロードインデックスが百二十一以下で速度区分記号が「N」以上のタイヤをいう。

四 クラスC1タイヤとは、協定規則第三十号に適合するタイヤをいう。

五 ノーマルタイヤとは、通常の走行条件下で、道路で使用されることを目的としたタイヤをいう。

六 スノータイヤとは、そのトレッドパターン、トレッドコンパウンド又はトレッド構造が、雪路における自動車の運転に關し、車両が走行を開始又は維持する際において、ノーマルタイヤよりも優れた性能を有するように設計されたタイヤをいう。

七 シビアスノータイヤとは、そのトレッドパターン、トレッドコンパウンド又はトレッド構造が、過酷な降雪条件下で使用するように特別に設計されたスノータイヤであつて、協定規則第百十七号第二改訂版6・4の要件を満たすものをいう。

八 特殊用途タイヤとは、オンロードとオフロードの両方を対象にした走行条件又はその他の特殊な走行条件の下で使用されることを目的としたものであつて、主にオフロード条件下で車両が走行することを前提に設計されたタイヤをいう。

九 レインフォースドタイヤ又はエクストラロードタイヤとは、国際標準化機構が定めた規格（四〇〇〇・一号：二〇一〇）で定める標準空気圧で対応する標準タイヤが支える荷重よりも、より高い空気圧でより大きい荷重を支えるように設計されたタイヤをいう。

十 トラクションタイヤとは、「TRACTION」という表示がされており、さまざまな状況において力の伝達を最大にするために、主に車両のドライブアクスルに装着することを目的としたタイヤをいう。

十一 断面幅の呼びとは、協定規則第三十号に規定する空気を充填したタイヤのサイドウォールの外側間の直線距離をいう。